

史料として「天輪王命」を提示する『稿本天理教教祖伝』
明治16年3月25日付「手続書」の変更をめぐって

『稿本天理教教祖伝』（以下『稿本』）には明治16年3月24日の出来事として、「おふでさき」が没収されそうになったので、焼いてしまったことにしてそれを免れたという一連の動きが書かれています。これは初代管長中山新治郎が明治31年頃に書いた「稿本教祖様御伝」（以下「カタカナ本」と同40年頃作の「教祖様御伝」（同「ひらがな本」）の内容がもとになっています。

『稿本』の検討過程は「草案」で17稿まで、それ以降が「稿案」で「稿案」の最終稿は「22稿」のようです。「21稿」は昭和31年4月の『みちのとも』に全文掲載され、更に検討が加えられて同年10月に『稿本』が出版されました。明治16年3月24日の関係史料は、「25日付手続書」、「建言書」が「21稿」以降で変更追加されており、なぜそのようなことが行われたのだろうかということが今回の主題です。

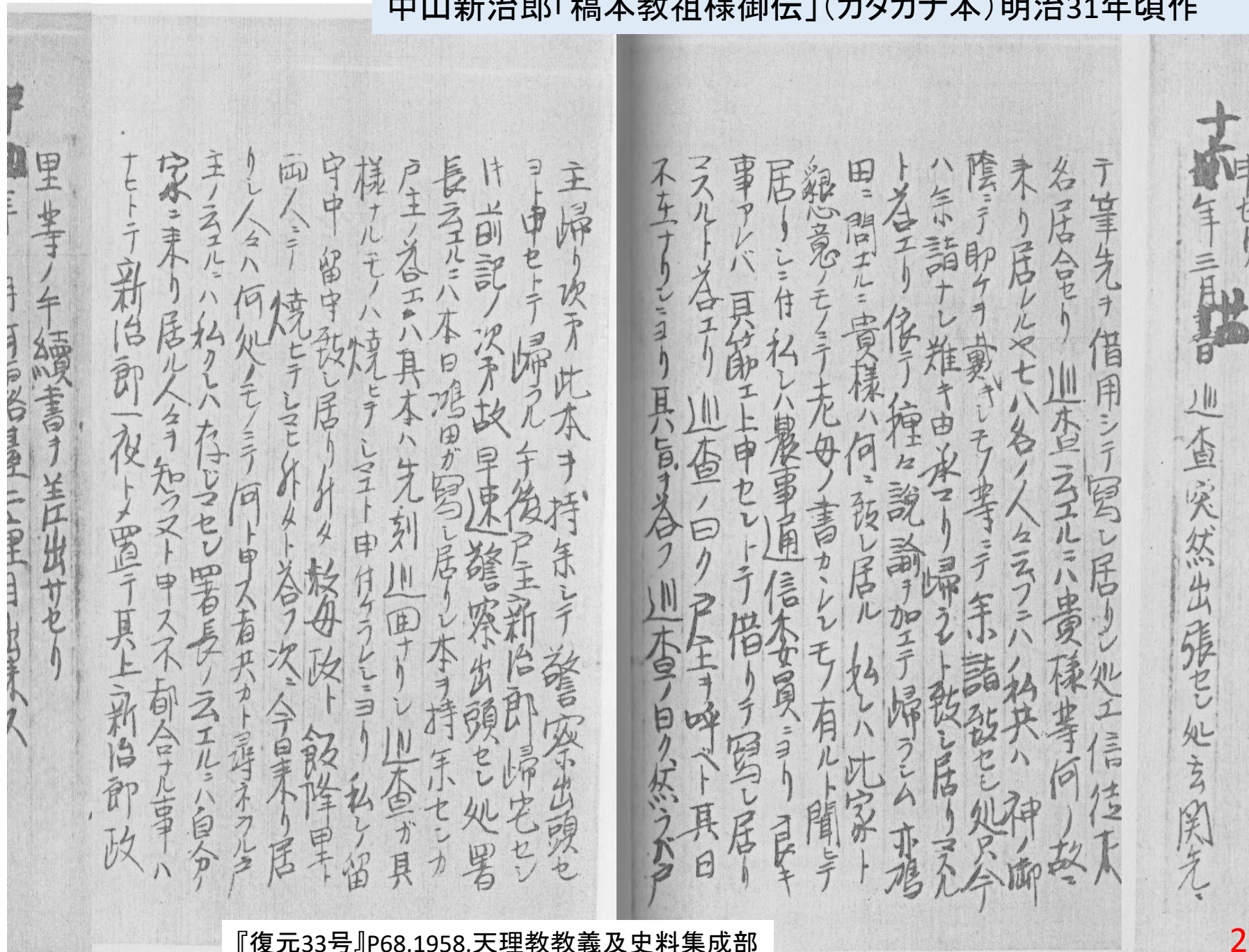
16年3月のふし// 同年三月二十四日（陰暦二月十六日）、突然、一人の巡査が巡回にやって来た。その時偶々鴻田忠三郎が、入口の間でおふでさきを写して居り、他に泉田藤吉外数名の信者も居合わせた。／ 巡査が言った。貴様達、何故来て居るか。と。参詣の人々は、私共は親神様のお陰で守護を頂いた者共で、お礼に参詣して参りました処、只今参詣はならぬと承わり、戻ろうと致して居ります。と答えた。／ 次に、巡査が鴻田に対して、貴様は何して居る。と問うた。鴻田は、私はこの家と懇意の者で、かね／＼老母の書かれたものがある聞いて居りました。農事通信委員でもありますから、その中に、良い事が書いてあれば、その筋へ上申しようと、借りて写して居ります。と答えた。実際、忠三郎は、既に三月十五日付を以て大蔵省宛に**建言書**を提出して居たのである。（註三）すると巡査は、戸主を呼べ。と言った。丁度、眞之亮は奈良裁判所へ出掛けて留守であったので、その旨を答えると、戸主が帰ったら、この本と手続書とを持参して警察へ出頭せよ。と申せ。と言うて引き揚げて行った。帰ってこの事を聞いた眞之亮は、当惑した。ここでおふでさきを持って行って、没収でもされれば、それ迄である。と気付いたので、おまさ等にも話して、どんな事があっても、この書きものを守り抜こうと決心した。そこで、その本はおまさ、おさとの二人が焼いたという事にして、手続書だけを持って、出頭した。／ すると、蒔村署長は、鴻田の写して居た本を持参したか、と、問うたので、その本は、巡回の巡査が、そのようなものは焼いて了え、と申し付けられましたから、私の不在中、留守番して居りました、伯母おまさと、飯降おさとの両人で焼いて了いました。と答えると、署長の側に居た清水巡査が立ち上り、署長、家宅捜索に参りましようか、と言った。眞之亮は冷やっとした。けれども、署長は、それに及ばぬ。と、つゞいて、署長の問うには、お前方に来て居た人は、何処の者で、何と言う人か。と。これに対して、私は不在でしたので存じません。と答えると、自分の家に来て居る人々を知らぬと申すは、不都合ではないか。とて、眞之亮を、その夜留置した。そして、眞之亮、おまさ、おさとは皆、それ／＼**手続書**をとられた。

中山新治郎作の「教祖伝」は明治31年と同40年頃の2冊あり、それぞれ「稿本教祖様御伝」と「教祖様御伝」と名付けられています。これは中山正善氏が便宜上付けたものです。

31年のものは「かな」が「カタカナ」で書かれているので、「カタカナ本(書)」、40年のものは「ひらがな」なので「ひらがな本(書)」と通称されています。

この2冊は『稿本』が出版された翌年、昭和32年に『復元33号』として全ページ写真版、貼紙訂正の部分も原本の通り再現して公開されました。

「ひらがな本」は『稿本』のベースになっており、特に今回問題にする明治16年3月24日については「ひらがな本」をほぼそのまま使っています。



申せり
十六年三月廿三日

巡査突然出張せし処を関先

テ筆先ヲ借用シテ寫シ居リシ処工信徒天
名ヲ居合セリ 巡査云云エルハ貴様等何ノ故
来リ居レルヤセハ各ノ人々云フニハ私共ハ神ノ御
陰ニテ即ケテ敷キ由承キテ余亦諸君等ニシテ今
ハ余亦諸君ニシテ難キ由承キテ余亦諸君等ニシテ今
ト云エリ依テ種々説諭ヲ加テ歸ラシム亦鳩
田ニ問エルニ貴様ハ何ニ致シ居ル 姑シハ此家ト
親心意ノモテ老母ノ書カレシモノ有ルト聞キテ
居リシ付私シハ農事通信女員ニヨリヨ良キ
事アレバ具節エ上申セリトテ借リテ寫シ居リ
マスルト云エリ 巡査ノ曰ク戸全キ呼ベト其日
不在ナリニヨリ其旨ヲ答フ 巡査云ノ曰ク然ラバ戸

主歸り次テ此本ヲ持来シテ警告云出頭セ
ヨト申セトテ歸ル 午後戸主新治郎歸宅セシ
ト前記ノ次テ故早速警察出頭セシ処署
長云エルハ本日鳩田ガ寫シ居リシ本ヲ持来セシカ
戸主ノ答エハ其本ハ先刻巡査ナリシ 巡査ガ具
様ナルモノハ焼ヒテシテ申付ケラレニヨリ私シ留
守中 留守致シ居リシハ 教母政ト 飯降里
西人ニテ焼ヒテシテ申付ケラレニヨリ今来リ居
リシ人々ハ何処ノモノニテ何ト申ス者共カト尋ネフル
主ノ云エルハ私クレハ存ジセシ署長ノ云エルハ自分
家ニ来リ居ル人々ヲ知ラヌト申ス不都合ナリ事ハ
ナシトテ新治郎一夜ト置テ其上 新治郎政

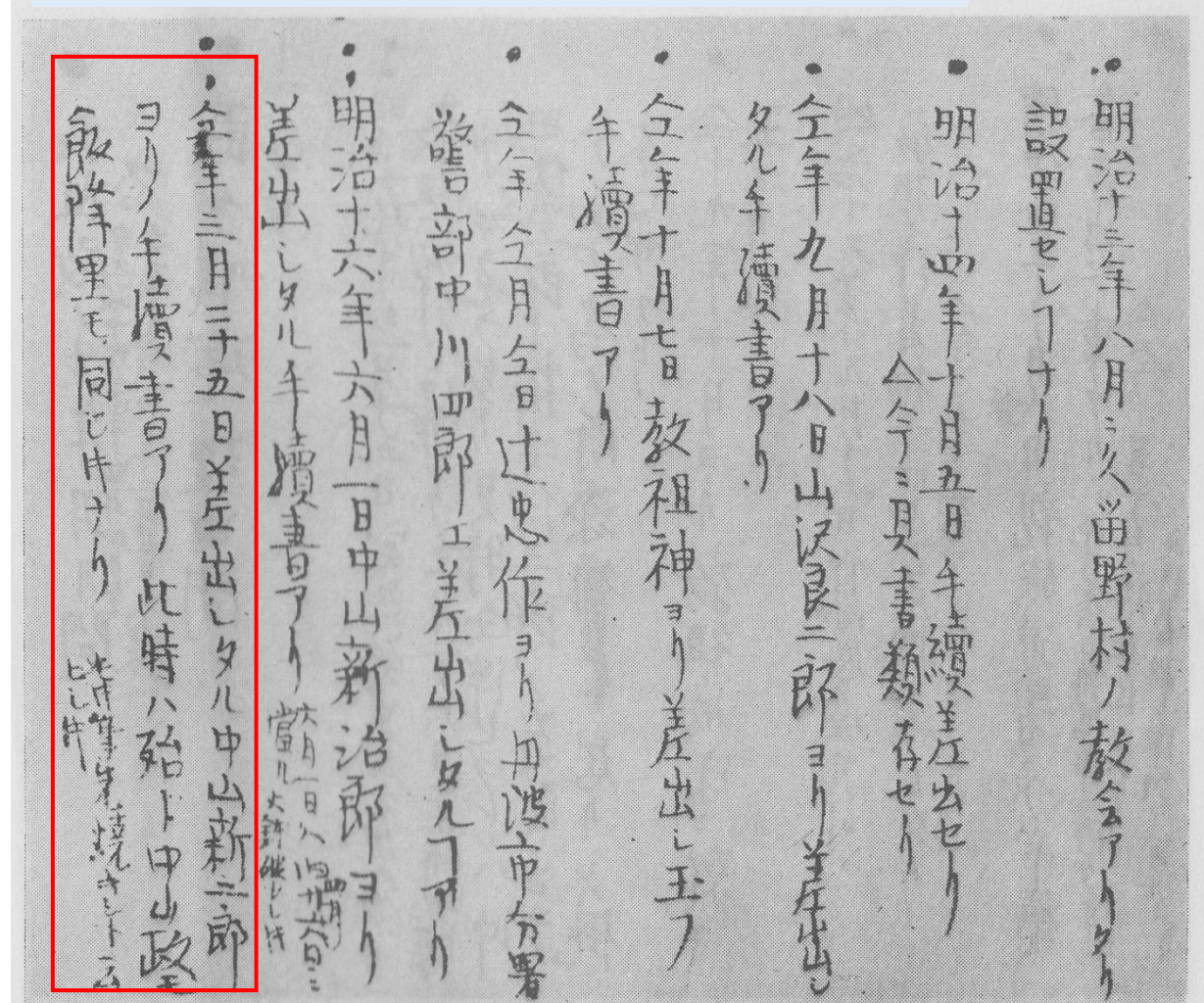
里等ノ午續書ヲ差江出サセリ

カタカナ本の内容 「ひらがな本」に比べて内容が簡潔です。

十六年三月廿四日 巡查突然出張セシ 処玄関先テ筆先ヲ借用シテ写シ居リシ 処エ信徒〇名居合セリ / 巡查云エルニハ 貴様等何ノ故ニ来リ居レルヤ七八名ノ人々云フニハ私共ハ神ノ御蔭ニテ助ヘヲ戴キシモノ等ニテ参詣致セシ 処只今ハ参詣ナシ難キ由承マリ帰ラシト致シ居リマスルト答エリ / 依テ種々説諭ヲ加エテ帰ラシム / 亦鴻田ニ問エルニ 貴様ハ何ニ致シ居ル / 私シハ此家ト懇意ノモノニテ老母ノ書カレシモノ有ルト聞ヒテ居リシニ付私シハ農事通信委員ニヨリ良キ事アレバ其筋エ上申セシトテ借リテ写シ居リマスルト答エリ / 巡查ノ曰ク戸主ヲ呼ベト 其日不在ナリシニヨリ其旨ヲ答フ / 巡查ノ曰ク然ラバ戸主帰り次第此本ヲ持参シテ警察出頭セヨト申セトテ帰ラル

午後戸主新治郎帰宅セシトキ前記ノ次第故早速警察出頭セシ 処署長云エルニハ本日鴻田ガ写シ居リシ本ヲ持参セシカ 戸主ノ答ニハ其本ハ先刻巡回ナリシ巡查ガ其様ナルモノハ焼ヒテシマエト申付ケラレシニヨリ私シノ留守中留守致シ居リ升タ叔母政ト飯降里ト兩人ニテ焼ヒテシマヒ升タト答フ / 次ニ今日来リ居リシ人々ハ何処ノモノニテ何ト申ス者共カト尋ネラル / 戸主ノ云エルニハ私クシハ存ジマセン / 署長ノ云エルニハ自分ノ家ニ来リ居ル人々ヲ知ラヌト申ス不都合ナル事ハナヒトテ新治郎一夜トメ置テ其上新治郎政里等ノ手續書ヲ差出サセリ

「不燦然探知簿」明治32年頃、中山新治郎作



『復元39号』P4.1966.天理教教義及史料集成部

「ひらがな本」「カタカナ本」の他に「不燦然探知簿」にも手續書のこと書かれています。

全年三月二十五日差出シタル中山新二郎ヨリノ手續書アリ此時ハ殆ド中山政モ飯降里モ同じトキナリ 老母筆先焼キシト云ヒシトキ

「ひらがな本」の内容がほぼそのまま『稿本』になっています。ただ「実際、忠三郎は、既に三月十五日付を以て大蔵省宛に建言書を提出して居たのである。(註三)」は、『稿本』になる最終段階で追加されています。当然、21稿をもとにした教義講習会ではこの点について触れられていません。

第一稿は上田嘉成が執筆し、以後、第17稿までが『天理教教祖伝草案』、第18稿から22稿までが『天理教教祖伝稿案』とされた。教内に周知徹底するため、第21稿をもとに第16回教義講習会が開催され、昭和31年10月、『稿本』の上梓となった。(「稿本天理教教祖伝の成立」幡鎌一弘、『語られた教祖』P215.法蔵館.2012)

「ひらがな本」本文

中山新治郎作「教祖様御伝」明治40年頃作(『復元33号』P271)

紙用部本會教理天

○教祖様御伝
 祖様御真之亮王惠心久ノミナリ
 明治十六年三月廿五日 祖様御傳ハ十六日
 の申突然巡査中由某巡廻せしキ云因
 て鴻田忠三郎筆先查借して御寫して居
 るハし片信徒白浪由藤吉外其人居合せり
 此查云ハハ貴様何故来り居るか教名
 の人云ハハ私共ハ神様の御蔭にて御助けを
 蒙りし者共にて年詣致せし処只今奉詣
 ちし難き由來ハり歸らん致して居り外と
 答へり依て種々説諭を加へて歸らしむ亦鴻
 田三向ハハ貴様何致して居るか私ハ此家
 御慈意のものにて老母の病ハれしものあり
 ひて居りしハ私ハ農事通信委員タ
 ルニヨリ良き事ありハ其筋ハ上申せんそ
 借りて寫して居り外と答へり巡査曰ハ
 戸主を呼べ其日真之亮不在なりしを以て
 其旨答ふハ查目ハ然トハ戸主ハ何りた
 トハ此本を執持して警察出頭せよと申
 せと御らる夕方真之亮御宅せしとき
 前記の次方故早速警察ニ出頭せし処
 署長ハ時村某の云ハハ鴻田の寫し
 居りし本持来せしか真之亮答へて其本
 ハ巡廻の巡査が其様ホものハ焼い
 て来すと申付けられたらヨリ私の留守
 中留守致して居り外た伯母政之叙降
 里兩人にて焼かして仕舞ましたと答ふ其片
 署長の側ニありし清水巡査立ち上り署
 長家迄又來索ふ年りよしと申せり署
 長丈此ニ及ばぬと申せり署長曰て曰ハ
 今更まり居りしハ何処の者にて何申人
 かと尋ねたりしヨリ私ハ秘しませんと答ふ
 署長云ハハ自分の家ニ来り居る人を知
 トぬに申せハ不都合でハちいか真之亮を
 一夜泊め置いて其上書真之亮政里ニ手
 續するを差出させたり

紙用部本會教理天

○昨日廿四日午三時頃当分署ヨリ
 御巡廻ニ相成候御見廻被下候
 手続あり

紙用部本會教理天

○昨日廿四日午三時頃当分署ヨリ
 御巡廻ニ相成候御見廻被下候
 手続あり

紙用部本會教理天

○昨日廿四日午三時頃当分署ヨリ
 御巡廻ニ相成候御見廻被下候
 手続あり

「カタカナ本」とほぼ同内容で、太字の部分のみが「ひらがな本」にはあります。また、「カタカナ本」では名前のなかった巡査に、「中田」「蒔村」「清水」といった名前が付けられています。この清水巡査が家宅捜査を提案したというところは「カタカナ本」にはありません。

明治十六年三月廿四日教祖八十六才のトキ突然巡査中田某巡廻せしトキ玄関にて鴻田忠三郎筆先を借りて寫して居られしトキ信徒泉田藤吉外五人居合せり
巡査云へるニハ貴様何故来り居るか数名の人云へるニ私共ハ神様の御蔭ニて助けを戴きし者共ニて参詣致せし処只今参詣なし難き由承ハリ帰らんと致して居り升と答へり
依て種々説諭を加へて帰らしむ / 亦鴻田に問へるニハ貴様ハ何致して居る
私ハ此家と懇意のものニて老母の書かれしものある〇〇ひて居りしニ付私ハ農事通信委員タルニヨリ良き事アレバ其筋へ上申せんとて借りて寫して居り升と答へり
巡査曰ハく戸主を呼べ 其日真之亮不在なりしを以て其旨答ふ
巡査曰ハク然らバ戸主帰へりたらば此本と手續書を持参して警察出頭せよと申せとて帰らる
夕方真之亮帰宅せしとき前記の次第故早速警察ニ出頭せし処署長蒔村某の云へるニハ鴻田の寫し居りし本持参せしか 真之亮答へて其本ハ巡回の巡査が其様なものハ焼いて志まへと申付けられたるニより私の留守中留守致して居り升た叔母政と飯降里兩人ニて焼ひて仕舞ましたと答ふ
其トキ署長の側ニあいし清水巡査立ち上がり署長家宅搜索ニ参りましよかと申せり / 署長夫れニ及バめと申せり
署長問て曰ハくおま〇ニ来り居りし人ハ何処の者ニて何と申人かと尋ねられしニより私ハ不在ニて存じませんと答ふ
署長云えるニハ自分の家ニ来り居る人々を知らぬと申すハ不都合でハないか真之亮を一夜泊めをいて其上真之亮政里ニ手續書を差出させたり

「3月24日」の状況はほぼ「ひらがな本」をそのまま使っているのに、手続書も「ひらがな本」に書かれているものが引用されていると思ってしまうのですが、実は違うのです。

『稿本』に引用されている「手続書」は、20稿では「ひらがな本」に出ているものがほぼそのまま使われていました。それが21稿になると内容はさほど変わりませんが、別のものに替えられています。なぜそのようなことが行われたのかが今月のテーマです。

手 続 書

一、昨廿四日午前十時頃当分署ヨリ御巡廻ニ相成候砌(みぎり)御見廻被下候際私宅エ御立寄りニ相成参詣人有之趣ニ付手続書可差出旨御口達ニ依り有体奉申上候

此義兼テ御差留有之ニ付断申居且又参詣之義ハ断ルノ書附等モ表口ニ張置有之候ニ付参詣人ハ決テ無御座候程で御座候然ルニ私儀ハ本月廿三日ノ奈良裁判所エ出頭仕居候留主中ニテ参詣人有無存シ不申候得共帰宅之处手続書差出可旨御達ノ趣承家内へ尋問候処全國式上郡檜垣村鴻田忠三郎ナル者天輪王命由来書披見致度等被申ルニ付見セ居候其節何國ノ者歟五六名程在来御座候得共見知又者ニ有之候其際御巡廻之御方右天輪王ニ属スル書類ハ焼可捨様御達ニ依り私全居罷有候飯降伊蔵妻さとナル者右忠三郎披見ノ書類即時焼捨申候義ニ御座候手続書ヲ以此段有体奉上申候也

明治十六年三月廿五日 / 山辺郡三嶋村 / 中山新治郎 / 丹波市分署 御中

(『稿本天理教教祖伝』P254)

「ひらがな本」には3月24日の状況説明に続いて「手続書」の全文が出ています。ここでは神名が「天理王命」になっています。

「ひらがな本」手続書

中山新治郎作「教祖様御伝」明治40年頃作

紙用部本會教理天
 程在集不候得共見受ケ又者ニ有之候其
 際御進道の御方より右天理ニ属必の
 子歎ハ焼捨標仲セニ依り合居罷在長
 飯隆伊是言セ共伯母さまなる者有之
 披見子歎其片焼捨申候候ニ兩座長
 手続子を以て是に有祥ニ奉申上候也
 明治十六年三月二十五日
 山辺郡三島村
 中山新治郎
 丹波市分署御中

紙用部本會教理天
 共何国の人ニシテ米リ不申ニ其相分り
 不申且ツ子類の儀ハ鴻田忠三郎(信置
 候)然方ニ見廻りの御方の仰ニ矢
 理王命ニ属必る方歎有之ハ焼捨つ
 の御沙汰ニ付鴻田忠三郎之戻りし跡
 し置候ニ付右子の歎手続ニ可差
 出上言御達之報知家内ニ尋問の処
 亦上郡檜垣村鴻田忠三郎者天理王
 命の由未だ披見致度旨申上候ニ付
 見せたり候節何処の者が朝五六名

紙用部本會教理天
 際私宅子御立寄り相成り来詣人有
 之趣有キ續たを以て有祥申上ニ様
 御命令ニ仰り奉有祥申上候来詣の儀
 所差留被置有之ニ付断り申居候且又
 来詣の美御断りの書附張置を表口ニ
 張置有之候ニ付来詣人ハ無御座存
 し候然方ニ私儀ハ本月二十三日より奈良
 森判所へ出頭仕居り候留守中ニ来
 詣人の有無存じ不申候得共帰宅の上
 来詣人の名前家族の者(相違御傳)

紙用部本會教理天
 長丈ルニ及バぬと申せり署長伺て曰
 一昨廿四日午三時頃当分署有
 御進道ニ相成候御見廻被下候
 一昨夜泊めをいて其上真之亮政里ニ手
 續子るを差出させたり
 手続子あり

手続書の内容は異なっている

松谷武一氏は『先人の面影』のなかで『稿本』の手続書は、「ひらがな本」の手続書とは違うことを指摘しています。そこに書かれているように一方には「さと」と「まさ」の名があるのに他方には「さと」の名しかないのです。この違いはわりと分かりやすいところですが。最後に記されている違いの解釈は「天理教青年会本部」発行の出版物であるという制約を考慮する必要があるかとも思われます。

「稿本教祖伝」にのっている手続書（254頁）には「其際御巡廻之御方右天輪王ニ属スル書類ハ焼可捨様御達ニ依り私全居罷有候飯降伊蔵妻さとナル者右忠三郎披見ノ書類即時焼捨申候義ニ御座候」となっている。／「稿本教祖伝」の本文にある「この本と手続書とを持参せよ」という指示と、手続書の方にある「焼可捨様御達」とは話がちがうから、中田巡査が二つの指示を同時に出すわけではない。彼が巡回をおえたあとに、べつの巡査がきて、焼却を命じたのなら、話の筋はとおることになる。／ところが、よく史料に目をとおしてみると、その日巡回にきたのは中田巡査だけではなかったか、と思える節もある。／というのは、私は最初、いま引用した手続書に飯降おさとの名前だけが記されていて、中山おまさのことが出ていないのはなぜか、と思い、「ひらがな書」にある手続書の写しに目をとおした。こちらの文面には、「飯降伊蔵妻さと伯母まさなる者」と、ちゃんとふたりの名前が連記されてある。そこで、このふたとおりの文面を照合してみると、日づけも署名も同じなのに、どういうわけか字句・文言が十力所ばかりちがっている。「ひらがな書」の方をくわしくみると、／「書類の儀ハ鴻田忠三郎へ貸置候処然るニ（二字抹消）見廻りの御方の仰ニハ天理王命ニ属する書類有之れば焼捨つるの御沙汰ニ付（―「焼き捨てよ」ではない・松谷）鴻田忠三郎之戻りし跡ニ残し置き候ニ付（―保存しておいた・松谷）右書類手続書可差出旨御達の報知家内へ尋問の處云々」／と綴られた上、さらに、
「其際御巡廻の御方より右天理ニ属する書類ハ焼捨様（―「焼可捨様」ではない・松谷）御仰せニ依り全居罷在候飯降伊蔵妻さと伯母まさ（「稿本教祖伝」所載の分にはない・松谷）なる者右之披見の書類其トキ焼捨申候義ニ御座候」／とのべている。これを見ると、警察で焼きすてるから持ってこい、と言われたのを留守番の者が早合点して焼いてしまったという申し開きのようでもある。このふたとおりの手続書を読みくらべているうちに、たった一通の手続書をしたためるために、どれくらい苦心して、文案を練ったか、そのときの初代真柱の非常な心痛ぶりを、あとから思いはかることすらできない、と私は思った。（『先人の面影』P17. 1981. 松谷武一. 天理教青年会本部）

二つの文書を比較した時、最も大きい違いは神名が「天輪」か「天理」ということではないでしょうか。「ひらがな本」が「天理」であるのに対して、『稿本』は「天輪」です。

手續書 / 一、昨廿四日午前十時頃当分署ヨリ御巡廻ニ相成候砌（みぎり）御見廻被下候際私宅エ御立寄りニ相成参詣人有之趣ニ付手續書可差出旨御口達ニ依り有体奉申上候 / 此義兼テ御差留有之ニ付断申居且又参詣之義ハ断ルノ書附等モ表口ニ張置有之候ニ付参詣人ハ決テ無御座候程で御座候 / 然ルニ私儀ハ本月廿三日ハ奈良裁判所エ出頭仕居候留主中ニテ参詣人有無存シ不申候得共帰宅之处手續書差出可旨御達ノ趣承家内へ尋問候処全國式上郡檜垣村鴻田忠三郎ナル者**天輪**王命由来書披見致度等被申ルヽニ付見セ居候其節何國ノ者歟五六名程在来御座候得共見知ヌ者ニ有之候其際御巡廻之御方ハ右**天輪**王ニ属スル書類ハ焼可捨様御達ニ依り私全居罷有候**飯降伊蔵妻さと**ナル者右忠三郎披見ノ書類即時焼捨申候義ニ御座候手續書ヲ以此段有体奉上申候也

明治十六年三月廿五日 / 山辺郡三嶋村 / 中山新治郎 / 丹波市分署 御中 【『稿本天理教教祖伝』P254】

手續書 / 一、昨廿四日午前十時頃当分署ヨリ御巡廻ニ相成候砌（みぎり）御見廻被下候際私宅エ御立寄りニ相成り参詣人有之趣ニ付手續書を以て有体申上べく様御命令ニより有体奉申上候 / 参詣の儀は御差留被置有之ニ付断り申居候且又参詣之義御断りの書附を表口ニ張置有之候ニ付参詣人ハ無御座と存し候 / 然るニ私儀ハ本月廿三日より奈良裁判所へ出頭仕居り候留守中ニテ参詣人の有無存じ不申候得共帰宅の上参詣人の名前家族の者へ相尋ね候得共何国の人とも承り不申ニ付相分り不申且ツ書類の儀ハ鴻田忠三郎へ貸置候処然るニ見廻りの御方の仰ニハ天理王命ニ属する書類有之れバ焼捨つるの御沙汰ニ付鴻田忠三郎之戻りし跡ニ残し置き候ニ付右書類手續書可差出旨御達の報知家内へ尋問の處全國式上郡檜垣村鴻田忠三郎なる者**天理**王命の由来書披見致度旨申さるヽに付見せ居候節何処の者か朝五六名程在来候得共見受ケヌ者ニ有之候其際御巡廻の御方より右**天理**ニ属する書類ハ焼捨様御仰せニ依り全居罷在候**飯降伊蔵妻さと伯母まさ**なる者右之披見の書類其トキ焼捨申候義ニ御座候手續書を以て此段有体ニ奉申上候也

明治十六年三月廿五日 / 山辺郡三嶋村 / 中山新治郎 / 丹波市分署 御中 【『復元33号』P277「ひらがな本」】

昭和31年3月8日から10日間、「天理教教祖伝稿案」(第21稿)を使って二代真柱中山正善氏がその解説を一人で行いました。その時の記録が『第十六回教義講習会—第一次講習録抜粋』です。そこには明治16年3月の手続書についての説明も出ています。それを読むと「罫紙に毛筆で認めた書き物で、これには父の実印らしいものを押して破ってあるものが正善氏の手元にあったようでそれが字句の訂正を経て『稿本』の手続書になったのです。21稿の手続書を見ると確かに「忠三郎」の「忠」の字が抜けています。20稿の手続書は「ひらがな本」に出ているものとほぼ同じです。なぜ20稿から21稿に移るときに、「ひらがな本」のものから、「罫紙に毛筆で認めた書き物」に取り替えられたのでしょうか。

手続書は、この通り(254頁)でありまして、大体この(教祖伝の)文章は「教祖様御伝」に書いてあるのです。ここで、おふでききを守り抜こうということは書いてあるのですが、この中で「真之亮は、当惑した」そして「守り抜こうと決心した」かような自分の気持ち、「真之亮は冷やっとした」(252~3頁)こういうような気持ち、これだけは「教祖様御伝」の文章につけ足したのであります。「教祖様御伝」の原文がかような順序で出ておるのでなくて「決心した」「冷やっとした」ということは多少加筆してわかりやすくしてあります。ちょっとお含みいただきます。

それから、手続書、先ほど、これを読む上にいろいろ字が違ったりしてありましたが、この手続書の母体となったのはここにありますが、罫紙に毛筆で認めた書き物で、これには父の実印らしいものを押して破ってあります。これは控えのようであります。これによって書いたので、これには欄外やほうぼうに筆がたくさん入れてありまして、文字を直してあります。こういう形にせず書き写したのであります。その上、忠三郎が三郎になったり、読みの下らないような文句が出てきておりますが、一応原文そのままをここにもって来た、このように解釈して、このままに今日のところはしてもらいます。こういう文字の誤りと、忠三郎の忠の字が飛んだようなところは、この次には筆を入れてわかるように、読めるように訂正して説明します。この手続書で当時の様子がうかがわれると思います。(『第十六回教義講習会—第一次講習録抜粋』P409. 中山正善. 1997)

手續書 / 一、**作**廿四日午前十時頃当分署ヨリ御巡廻ニ相成候砌（みぎり）御見廻被下候際私宅エ御立寄りニ相成參詣人有之趣ニ付手續書可差出旨御口達ニ依り有体奉申上候 / 此義兼テ御差留有之ニ付断申居且又參詣之義ハ断ルノ書附等モ表口ニ張置有之候ニ付參詣人ハ決テ無御座候程テ御座候然ルニ私儀ハ本月廿三日ヲ奈良裁判所エ出頭仕居候留主中ニテ參詣人有無存シ不申候得共帰宅之处手續書差出可旨御達ノ趣承家内へ尋問候処全國式上郡檜垣村鴻田忠三郎ナル者**天輪**王命由来書披見致度等被申ルヽニ付見セ居候其節何國ノ者歟五六名程在来御座候得共見知ヌ者ニ有之候其際御巡廻之御方ヲ右天輪王ニ属スル書類ハ焼可捨様御達ニ依り私全居罷有候飯降伊蔵妻さとナル者右忠三郎披見ノ書類即時焼捨申候義ニ御座候手續書ヲ以此段有体奉上申候也

明治十六年三月廿五日 / 山辺郡三嶋村 / 中山新治郎 / 丹波市分署 御中

21稿では「忠」の字が欠けています。

【『天理教教祖伝稿案21稿』】

20稿から21稿へ移るときに「ひらがな本」から「罫紙に毛筆で認めた書き物」に入れ替えられました。21稿のもとになった文書は公開されていないようなので、その文書の神名が「天輪」になっていたかどうかはわかりません。

【『天理教教祖伝稿案20稿』】

「ひらがな本」にある新字体の漢字を20稿では旧字体に直しています。違いはその程度です。

「ひらがな本」と20稿本との比較。赤字は20稿本のもの、「可」等は20稿本では削除されている字

手續書 / 一、昨廿四日午前十時頃**當**分署ヨリ御巡廻ニ相成候砌（みぎり）御見廻被下候際私宅エ御立寄りニ相成參詣人有之趣ニ付手續書を以て有**躰**可申上べく様御命令ニより様御命令に依り**有躰**奉申上候 / 參詣の儀ハ御差留被置有之ニ付断り申居候且又參詣の義御断りの書附を表口ニ張置有之候ニ付參詣人ハ無御座と存し候 / 然るニ私儀ハ本月廿三日より奈良裁判所へ出頭仕居り候留守中にて參詣人の有無存じ不申候得共帰宅の上參詣人の名前家族の者へ相尋ね候得共何**國**の人とも承り不申ニ付相分り不申且ツ書類の儀ハ鴻田忠三郎へ貸置候処然るニ見廻りの御方の仰ニハ**天理**王命ニ属する書類有之れば焼捨つるの御沙汰ニ付鴻田忠三郎之戻りし跡ニ残し置き候ニ付右書類手續書可差出旨御達の報知家内へ尋問の處全國式上郡檜垣村鴻田忠三郎なる者天理王命の由来書披見致度旨申さるヽニ付見せ居り候節何処の者か朝五六名程在来候得共見受ケヌ者ニ有之候其際御巡廻の御方より右**天理**ニ属する書類ハ焼捨様御仰せニ依り全居罷在候飯降伊蔵妻さんと伯母まさなる者右之披見の書類其トキ焼捨申候義ニ御座候手續書を以て此段有**躰**ニ奉申上候也 / 明治十六年三月廿五日 / 山辺郡三嶋村 / 中山新治郎 / 丹波市分署 御中

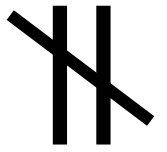
「明治16年3月25日付
中山新治郎名「手続書」について

「罫紙・・・」のものが明治16年当時に書かれたものであれば、神名は当然「天輪」であったと思われます。「ひらがな本」のものも16年当時のものを書き写したとすれば、写す時に神名は明治40年当時の「天理」に直したことが考えられます。神名の問題が原因とすれば、残された資料そのままを『稿本』に載せるということを重視したために、変更されたということでしょうか。

「天理教教祖伝稿案20稿」

昭和30年11月

元史料が変更になった



＝ ひらがな本

明治40年頃

昭和33年発行『復元33号』に掲載

＝ 復元37号版

昭和11年編「史実校訂本下」に収録

昭和37年発行『復元37号』に掲載

「天理教教祖伝稿案21稿」

昭和31年1月



＝ 罫紙に毛筆で認めた書き物

昭和31年3月の「第十六回
教義講習会」において中山
正善氏が説明したのが初出

『稿本天理教教祖伝』版

昭和31年10月

【『復元37号』掲載の「手続書」P274—「ひらがな本」との比較で、手書字は欠、太字は追加或は別字を示す】

手続書 / 一、昨廿四日午前十時頃当分署ヨリ御巡廻ニ相成候砌（みぎり）御見廻被下候際私宅エ御立寄りニ相成参詣人有之趣ニ付手続書を以て有体可申上べく様御命令に依り有体奉申上候 / 参詣の儀は御差留被置有之に付断り申居候且又参詣之義ハ御断りの書留を等モ表口に張置き有之候に付参詣人は聊かも無之御座存候 / 然るに私儀は本月廿三日より奈良裁判所え出頭仕居り候留守中にて参詣人の有無存じ不申候得共帰宅の上参詣人名前家族之者へ相尋ね候得共何國人とも承り不申に付相分り不申且は書類の儀は鴻田忠三郎え貸置候處然るに昨夜見廻りの御方之仰に者天輪王命に属する書類有之れば焼捨る之御沙汰に付鴻田忠三郎立戻りし跡に残し置き候に付右書類手続書差出旨御達の報知家内へ尋問の處同國式上郡檜垣村鴻田忠三郎なる者天輪王命由来書披見致度旨被申るに付見せ居候其節何處の者朝五六名程在来候得共見受けぬ者に有之候其際御巡廻の御方より右天輪に属する書類は焼可捨様御仰に依り同居罷在候飯降伊蔵妻さと伯母政なる者右之披見の書類其時焼捨申候義に御座候手続書を以て此段有体に奉申上候也 / 明治十六年三月廿五日 / 山邊郡三嶋村 / 中山新治郎 / 丹波市分署 御中

『復元37号』にも明治16年3月の
手続書が出ています。これは「ひ
らがな本」をもとにして神名を「天
輪」に直したもののようです。

一神名が替えられた一
明治16年6月1日付手続書

『稿本』には明治16年6月1日付「手続書」も載っています。この出典は「ひらがな本」です。「ひらがな本」には「天理王祭」とあり、20稿ではその通りに「天理王祭」となっています。ところが『稿本』では「天輪王祭」になっています。

手 續 書

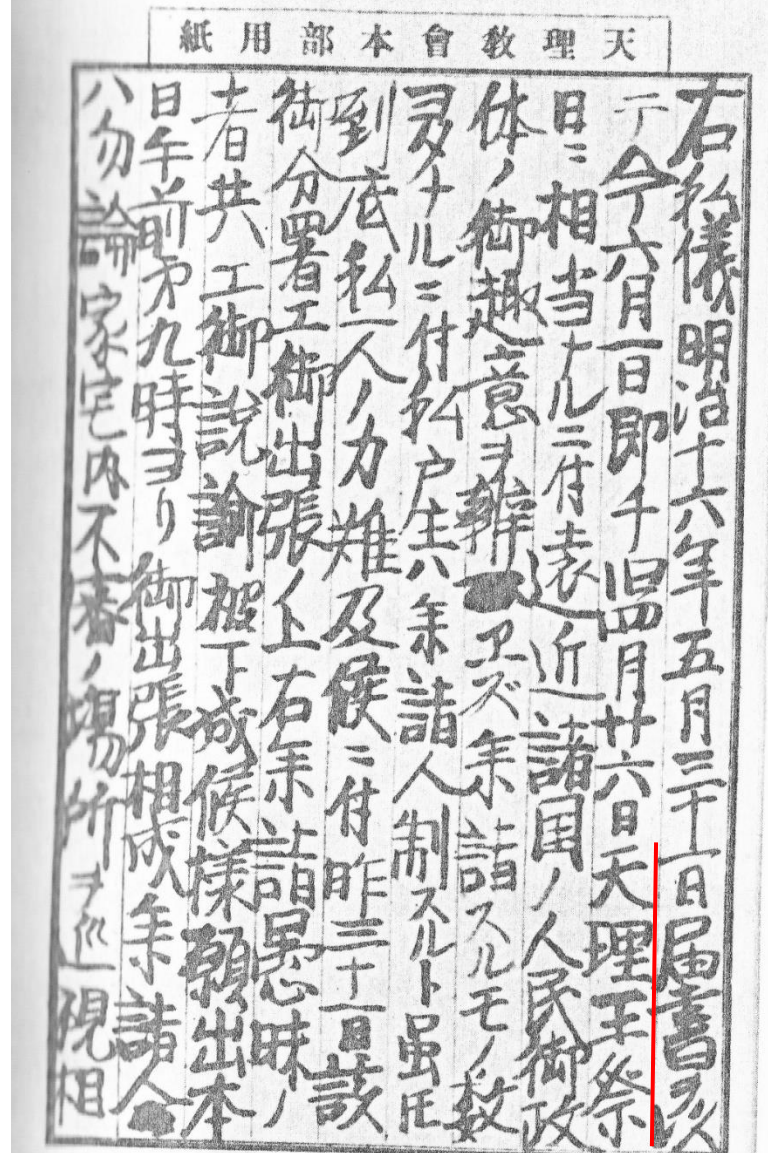
五 番 地

中 山 新 治 郎

右私儀明治十六年五月卅一日届書ヲ以テ今六月一日即チ舊四月廿六日ハ天輪王祭日ニ相当成ルニ付遠近諸國ノ人民御政体ノ御趣意ヲ辨エズ參詣スルモ數多ナルニ付私戸主ハ參詣人制スルト雖モ到底私一人ノ力難及候ニ付昨三十一日該御分署へ御出張ノ上右參詣愚昧ノ者共エ御説諭成被下候様願出本日午前第九時分御出張ノ際取除グベキ様御説諭ニ預リ其後午後ニ至リ再ビ御出張ニ相成右場所矢張從前儘差置キ候付御説諭ノ趣意相不守候付斷然右祭祀シタル物品沒收相成候段奉恐入候以後右物品ニ付不服申間敷爲メ私御焼却ノ際原場へ立會ノ上証認仕候尚以後御巡視ノ際家宅ニ於而不審ノ件々有之候際ハ即時御沒收被命候共決し而不伏等申間敷候依而之ニ右手續書如斯ニ御座候也

明治十六年六月一日

山辺郡三嶋村



「ひらがな本」『復元33号』P291

手 續 書

五 番 地

中 山 新 治 郎

右私儀明治十六年五月三十一日届書ヲ以テ今六月一日即チ旧四月廿六日天理王祭日ニ相当ナルニ付遠近諸國ノ人民御政体ノ御趣意ヲ辨エズ參詣スルモ數多ナルニ付私戸主ハ參詣人制スルト雖モ到底私一人ノ力難及候ニ付昨三十一日該御分署へ御出張ノ上右參詣愚昧ノ者共エ御説諭成被下候様願出本日午前第九時ヨリ御出張相成參詣人ハ勿論家宅内不審ノ場所ヲ巡視相成私先祖亡靈ヲ祭祀致候處御出張ノ際取除クベク様御説諭ニ預リ其後午後ニ至リ再ビ御出張ニ相成右場所矢張從前ノ儘差置キ候ニ付御説諭ノ趣意相不守候ニ付斷然右祭祀シタル物品沒收相成候段奉恐入候以後右物品ニ付不服申間敷爲メ私御焼却ノ際原場エ立會ノ上証認仕候尚以後御巡視ノ際家宅ニ於テ不審ノ件々有之候際ハ即時沒收被命候共決シテ不伏等申間敷候依テ右手續書如斯ニ御座候也

明治十六年六月一日

山辺郡三嶋村

中 山 新 治 郎

『天理教教祖伝稿案第20稿』P345.昭和30年11月 13

『稿本天理教教祖伝』P257. 昭和31年10月

私儀者

幼年之時ヨリ農事ニ付種と穀物上品ヲ年々撰シ出シテ其上試験シテ作増シ相成ル種子ヲ人々施候折柄御維新ニ相成然ル處大坂府ニ於テ政府之綿糖共進會ヲ御開キニ相成際元三大區中人撰ヲ以出張スル處則農事集談會ト相成ニ付而ハ會員ニ被任其砌ニ通信委員之儀被仰然ル處亦ト東京ニ於テ第二博覽會之節モ農談會之時會員ニ被任畢テ其後新潟縣江勸農教員ニ被雇貳ケ年相勤テ暇乞本國ニ歸國ス就中此度山邊郡三嶋村中山氏八十六歳之老母ニ珍シ助ケ有之ニ付如何ニ茂審儀之事と察シ則刻限待テ月日自如何成ル病氣ト雖モ是迄之悪事ヲ懺悔シテ天道之教之道實と思ひ人の道ヲ不違シテ神ノ取次仰ニ隨ヒ政心ヲシテ願エ者何程之六ケ鋪難病ニ而茂速ニ全快スルニ依テ只今ニ而ハ十六七ケ國より日ト參詣有之処大坂府ニ於テ天輪王命と云神者無キ者ト何等之取調モ無クシテ人ヲ助ルヲ差留ニ相成居ル然ルト雖遠國より日ト參詣者段々ト増ス斗尤旧幕之頃ニハ京都吉田殿より免モ有今差留メ相成時者神ノ立腹ハ漸意成ル事テナシ此儀如何成ル咎メモ難斗と申候者神ノ源ヲ尋ル月日ガ此度天輪王命ト顯テ珍シ助ヲ被成候哉ニ察シ如何ニ茂審儀成ル神ノ御言ハ之写并筆先ヲ見ルニ是全人間之業ニテ者有間敷事右様之更人並ニテ者逆モ不云ト出來候更斗何等之更テモ勤一条者病氣ハ勿論百姓第一之助ケ芽出之札實ノリ札肥シ助ケ札蟲害除ケ札其他何ニよらず願ヒ道ハ何ニ不叶ト云更更ニナシ此神之筆先ニモ有之通徳川天下之亡ル更モ前年ニ假合ヒテ御嘶モ有之取次人者存シ居候其他異人杯モ來ル更モ前ノ如ク先ニ見得ル然ルト雖モ右始末之儀者皆ト存シ居候得共只今迄者御上ヲ恐テ詳ニ申上ル人者更ニナシ此度者私農事通信免モ有故一日モ早ク万民ヲ助ケ農作増相成ヲ相弘ルニ於テ者是末代之普益相成更者不過之則皇國第一之事と愚慮仕儀ニ付此段恐モ不顧奉建言候

右ニ付神ノ筆先ハ壹号ハ十七号迄有之内六号十号書拔 十二下リ勤

〆 四点相添工御高覽奉入候

右ヲ建言スルハ此神者可建置神と察し候間依而奉上申仕候也

大坂府下大和國

式下郡檜垣村

鴻田忠三郎

東京

大藏省御廳

明治十六年三月十五日

鴻田忠三郎の建言書

『稿本』の「実際、忠三郎は、既に三月十五日付を以て大蔵省宛に建言書を提出して居たのである。」という部分は「稿案」の最終22稿から『稿本』が出来る最終過程で入れたもので、(註三)として載っている建言書全文もその時に入っています。

巡查が鴻田に対して、貴様は何して居る。と問うた。鴻田は、私はこの家と懇意の者で、かね／＼老母の書かれたものがある聞いて居りました。農事通信委員でもありますから、その中に、良い事が書いてあれば、その筋へ上申しようと、借りて写して居ります。と答えた。実際、忠三郎は、既に三月十五日付を以て大蔵省宛に建言書を提出して居たのである。 (註三) (『稿本天理教教祖伝』P251)

建言書

私儀者

幼年之時ヨリ農事ニ付種々穀物上品ヲ年々撰シ出シテ其上試験シテ作増シ相成ル種子ヲ人々施候折柄御維新ニ相成然ル處大坂府ニ於テ政府之綿糖共進會ヲ御開キニ相成際元三大區中人撰ヲ以出張スル處則農事集談會ト相成ニ付而ハ會員ニ被任其砌ニ通信委員之儀被仰然ル處亦々東京ニ於テ第二博覽會之節モ農談會之時會員ニ被任畢テ其後新潟縣江勸農教員ニ被雇貳ケ年相勤テ暇乞本國ニ歸國ス就中此度山邊郡三嶋村中山氏八十六歳之老母ニ珍シ助ケ有之ニ付如何ニ茂審議之事と察シ則剋限待テ月日自如何成ル病氣ト雖モ是迄之悪事ヲ懺悔シテ天道之教之道實と思ひ人の道ヲ不違シテ神ノ取次仰ニ隨ヒ政心ヲシテ願エ者何程之六ケ鋪難病ニ而茂速ニ全快スルニ依テ只今ニ而ハ十六七ケ國より日々參詣有之処大坂府ニ於テ**天輪王命**と云神者無キ者と何等之取調モ無クシテ人ヲ助ルヲ差留ニ相成居ル然ルト雖遠國より日々參詣者段々ト増ス斗尤旧幕之頃ニハ京都吉田殿より免モ有今差留メ相成時者神ノ立腹ハ漸意成ル事テナシ此儀如何成ル咎メモ難斗と申候者神ノ源ヲ尋ル月日ガ此度**天輪王命**ト顯テ珍シ助ヲ被成候哉ニ察シ如何ニ茂審議成ル神ノ御言ハ之写并筆先ヲ見ルニ是全人間之業ニテ者有間敷事右様之^支人並ニテ者^支不云^支出来候^支斗何等之^支テモ^支勸一条者病氣ハ勿論百姓第一之助ケ芽出之札實ノリ札肥シ助ケ札蟲害除ケ札其他何ニよらず願ヒ道ハ何ニ不叶ト云^支更ニナシ此神之筆先ニモ有之通徳川天下之亡ル^支モ前年二假合ヒテ御^支有之取次人者存シ居候其他異人杯モ来ル^支モ前ノ如ク先ニ見得ル然ルト雖モ右始末之儀者皆^支存し居候得共只今迄者御上ヲ恐テ詳ニ申上ル人者更ニナシ此度者私農事通信免モ有故一日モ早ク万民ヲ助ケ農作増相成ヲ相弘ルニ於テ者是未代之普益相成^支者不過之則皇國第一之事と愚慮仕儀に付此段恐モ不顧奉建言候

右ニ付神ノ**筆先ハ壹号五十七号迄有之内六号十号書拔 十二下**勤

メ四点相添エ御高覽奉入候

右ヲ建言スルハ此神者可建神と察し候間依而奉上申仕候也

大坂府下大和國 式下郡檜垣村 鴻田 忠三郎

明治十六年三月十五日

東京 大蔵省御廳

21稿本の一冊に手書きで「親神の思召が百姓第一のたすけである」ところから鴻田は大蔵省へ建言書を提出したが一月で返却された旨の事が書かれています。この建言書は「一日モ早く万民ヲ助ケ農作増相成ヲ相弘ルニ於テ者是末代之普益相成」であるからと「おふでさき」と「十二下り」を添付して大蔵省に提出したというものです。

3月24日に玄関先で「おふでさき」を写していた鴻田忠三郎の行動としては大変理に適ったものではありませんが「稿案」から『稿本』になる最終過程で突然、全文が掲載されるというのも何か不思議な気がします。大正13年に出版された『鴻田忠三郎伝』にはこの建言書の件は一切出ていません。

「鴻田忠三郎は、農事通信委員の立場から、親神の思召が百姓第一のたすけである点を強調して建言書を草し、おふでさき第〇〇及び第十号の一部、十二下りのお歌を〇(そ)えて三月十五日付大蔵省へ提出した。蓋(けだし)親神の思召を中央政府へ伸〇しようとの〇意からであった。しかしこの努力も空しく書類は約一ヶ月〇〇返却されて来た。」

【21稿の「十六年三月のふし」と欄外上段に記載がある頁に吹き出しの形で鉛筆書き、本文上段「十六年三月のふし」の横に「建言書」と鉛筆書きあり】

・・・・・明治15年12月19日帰和せられました。

第三章 天理教会本部設置運動

一 人の屍を拭く心

翌明治16年5月山澤良助氏死亡と共に先生はその後を継いで本部の会計を御引き受けになり爾来明治21年増野正兵衛氏会計就任迄その責任者でありました。

明治16年8月26日夜御地場では警官が出張して・・・・
(『高弟列伝5 鴻田忠三郎』P32~33. 大正13年1月25日発行. 辻豊彦編. 三才社)

(二) 鴻田後見人ノ願

御 願 書

一 自分儀家事萬般不取締ナルノミナラズ丁年未滿無能力ナル者ナレバ此度親族中篤實恪勤之者ニテ自分一家後見人トナルヘキ者ヲ選擇スルニ一向其任ニ堪フル者ナク因テ親族協議上知己實直ナル當國式下部檜垣村鴻田忠三郎ナル者へ家務總理委任後見人ト可相成旨示談相調候間此段親族連署ヲ以テ奉願上候也

山邊郡三島村

明治十六年十一月一日

中山新治郎 ㊤

同郡同村

親族 中山重吉 ㊤

添上郡櫛ノ本村

親族 梶本松治郎 ㊤

承 認 候 事

割印

明治十六年十一月四日

戸長役場

山邊郡
三島村
戸長役場

戸長役場 御中

(三)

後見人解釋御願

一 自分儀未丁年無能力ニテ家事萬路經營拘束スル事能ハザルヲ以テ明治十六年十一月一日親族集議シ後見人撰擇セシニ一向其任ニ堪ユル者無之ニ付知己恪直ナル同國式上部檜垣村鴻田忠三郎ナル者工家務委任シ後見人ト相定メ既ニ今日迄經過致シ來リ候處豈ニ圖ラン同人這回農事負擔ノ件ニ付他出致シ度ニ付テハ是非後見人ノ責任ヲ辭シ度ト主唱セラル因テ茲ニ又親族集議シ同後見人解釋スルニ斷決候間此段親族連署ヲ以テ奉願上候也

山邊郡三島村

明治十八年一月七日

中山新治郎 ㊤

同郡同村

中山重吉 ㊤

添上郡櫛ノ本村

梶本松治郎 ㊤

書面後見人解釋之義承認候事

明治十八年一月七日

山邊郡布留村外六ヶ村

戸長 中西小七郎 ㊤

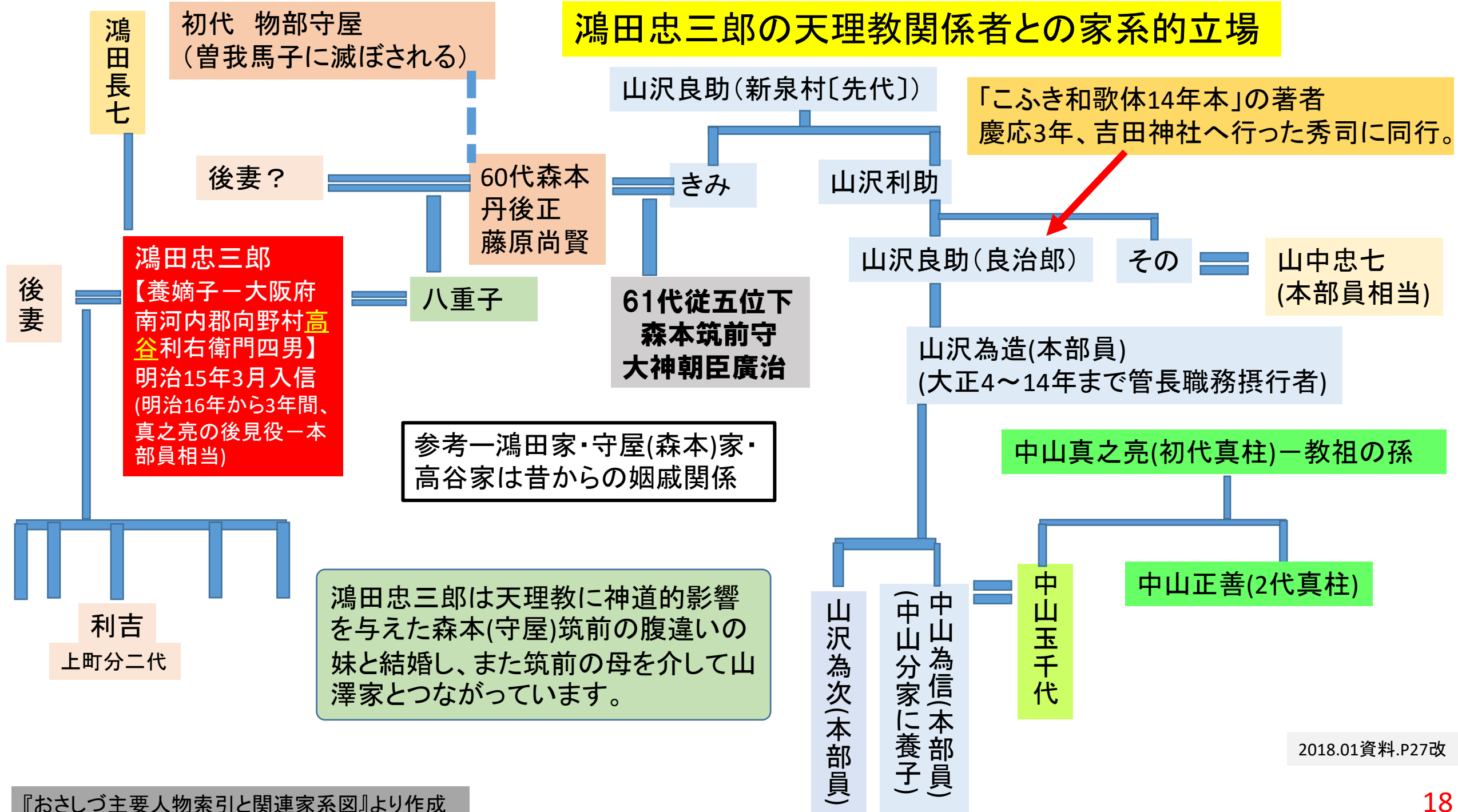
山邊郡布留村外六ヶ村

戸長 中西小七郎 殿

鴻田忠三郎は明治15年に入信、村の戸長、総代、小学校学務委員、農事通信委員などをしてきたことから、官庁との交渉役として、新潟の勸農場教師の仕事を辞めて奈良に戻っています。

また、守屋筑前とは姻戚関係があり、山澤家とも遠縁の関係にあることから、中山新治郎の後見人になったようです。

鴻田忠三郎の天理教関係者との家系的立場



史料中の「天理」と「天輪」の違いについて述べてきましたが、天理教で「天理」の文字が使われるようになるのは明治18年からです。これは史料的には確定しています。

改正論告 <明治十八年七月>

明治十八年四月二十九日、「天理教会結収御願」を大阪府知事宛提出したが六月十八日に却下された。五月二十三日には神道事務局より直轄六等教会設置の許可を受けたので、七月三日大阪府知事宛再度出願に及んだ。その時に提出された書類の一つに、この「改正論告」がある。／ その第二条に、次のごとく記されている。

「従来我ガ奉教主神ヲ総称シテ南無天輪王命ト唱ヘタリ、是レ中頃僧侶ノ浸領シタルヨリ此称アルモノニシテ、南無ト言ヘルハ梵語ナリ、天輪王命トハ神名ニ非ズ、爾後古号ニ復帰シテ天理大神ト尊称スベシ」（『鴻田忠三郎伝』P41）

この文面からは、官憲への配慮が明瞭に汲み取られるが、「天理大神」の称名が古号云々は別として教内の文書に用いられた例としては、七月三日の再願の際に添えて提出した「神道天理教会条規」と、この「改正論告」とが最初のものではなかろうかと思われる。／ 「神道天理教会条規」では、

「第四条 左ニ記シ奉ル十柱ヲ天理大神ト総称シテ拝敬スヘシ。／ 国之常立大神・淤母○琉大神・国狭槌大神・月夜見大神・豊雲野大神・阿夜詞志古泥大神・意富斗能地大神・意富斗能辺大神・伊邪那岐大神・伊邪那美大神」（『鴻田忠三郎伝』P44～45）／ となっている。（「親神称名私考」早坂正章.『天理教学研究21号』.P93.1981）

神道天理教会條規

- 第一章 名称位置 第一條 本会ヲ神道天理教会ト称シ大阪府大和國山邊郡三島村五番地ニ設置ス。
- 第二章 事業 第二條 本会ハ神道事務局ニ隷属シ惟神ノ大道ヲ宣揚シ本教ヲ拡張シテ信徒ヲ結集ス。
- 第三章 奉教主神 第三條 左ニ記シ奉ル大神ハ殊ニ遥拝崇敬スヘシ。／ 天神地祇 ／ 賢所大神 ／ 歴代皇靈
- 第四條 左ニ記シ奉ル十柱ヲ天理大神ト総称シテ拝敬スヘシ。
国之常立大神・淤母○琉大神・国狭槌大神・月夜見大神・豊雲野大神・阿夜詞志古泥大神・意富斗能地大神・意富斗能
辺大神・伊邪那岐大神・伊邪那美大神
- 第五條 奉教主神ノ時各自ノ産土大神及ヒ祖先ノ神靈ハ親シク拝礼スベシ。

一以下略一 ／ （第四章 事務所 以降 第四十五条 までである）（『高弟列伝5.鴻田忠三郎』P43～59.大正13年1月25日発行.辻豊彦編.三才社）

教会本部設置願

改正諭告

第一條

病者祈禱ヲ請フ事アル時、或ハ医薬ハ神意ニ悖ルト云ヒ、或ハ之ヲ服用スルハ敬神ノ実意ニ非ズト唱へ其ノ服薬ヲ制止スルモノアル由、其聞エアリ以テノ外ノ事ナリ。抑モ医薬ハ大穴持、少名彦命ノ創メ給ヒシモノニシテ果シテ病癒ニ臨ンデ服用スベカラザルモノナラバ二神（編者云、大穴持、少名彦命ノ二神ナリ）何ゾ之ヲ作り給ハムヤ、カヽル心得違ヒヨリ終ニ不治ノ難症ニ陥リ或ハ貴重ノ生命ヲ失フモノ其ノ数ニ乏シカラズト云フ、是レ豈神意ナランヤ果シテ此ノ如キ事アラバ衛生ノ妨害ヲナス事少々ニ非ズ、爾後病者祈禱ヲ請フ事アル時ハ医薬ヲ服用シタル証拠アルモノニ限り教師之ヲ執行シ其ノ未ダ服薬セザルモノハ諭シテ先ヅ医師ノ診察ヲ請ハシムベシ。

第二條

従来我ガ奉教主神ヲ総称シテ南無天輪王命ト唱へタリ、是レ中頃僧侶ノ浸領シタルヨリ此称アルモノニシテ、南無ト言ヘルハ梵語ナリ、天輪王命トハ神名ニ非ズ、爾後古号ニ復帰シテ天理大神ト尊称スベシ。

第三條

従来十二下リ手踊リヲ行フニ老若男女混淆シ加フルニ遊戯ニ類スルノ形様アリ、豈畏縮ノ至リナラズヤ、爾後手踊リノ名ヲ改メテ神楽ト称シ且其舞スル者ハ白衣ニ指貫ヲ穿チ上ニ黒色ノ狩衣ヲ着シ、女子ハ白衣ニ緋袴ヲ穿チ上ニ黒色襲衣ヲ着シ、謹ンデ奉勤スベシ。

第四條

中山新治郎ノ祖母ヲ従来神様ト尊称セリ、是レ全ク本教ヲ篤信スルノ然ラシムル所ト雖モ人ヲ称シテ神トナスハ世情ノ許サザル所ナリ、故ニ私ニ之ヲ教主ト崇ムルハ可ナリ之ヲ神ト尊称スル事勿レ。

右ノ通り改良イタシ候間嚴重ニ守ラルベク候ナリ。

明治十八年七月

神道天理教会創立事務所

稿本、稿案對照表

天理教教祖傳 稿案 稿本 對照表

編集後記

◇…六十年間の研鑽が、教祖七十年祭の佳き旬に「天理教教祖傳稿案」としてめでたく実り、去る三月に開催された第十六回教義講習会第一次におきまして、真柱様から直々御発表されたのは衆知の通りであります。

◇…以後、全国各地では、その理を流すべく、第二次講習が開かれて参りましたが、その間、本部では真柱様を中心に、その稿案に対して検討が加えられ、第三次を機にこの度「稿本天理教教祖傳」として発表されました。

◇…本社は、これをみちのとも十二月特大号として広く読者におわかしませます。

(E)

- 凡例
- 一. 稿案第二十二稿と、稿本とを対照して、改訂箇所を明示するために本表を作成する。
 - 一. 頭註は、特に必要あるものを除いて、大部分省略した。従って、省略は一々記さず、変更又は、新設の場合のみ収録した。
 - 一. 句読点の変更、省略、追加等は、本表には含まない。 / 昭和三十一年十月 編者誌

『みちのとも』昭和31年12月号は同年10月に刊行された『稿本天理教教祖傳』全文を掲載し、『稿本』の前段階である「稿案」との対照表が付されました。その注目すべき点は第9章「御苦勞」の「註」部分ではないかと思ひます。ここに「注三として『建言書』約一頁半追加」「注五として『御請書』約一頁追加」とあります。文面上に「天輪王命」とある鴻田忠三郎の「建言書」は『稿本』の段階で追加されたことが記されています。また、明治19年に神道本局が「おやしき」に調査に来た時に提出した「御請書」も同様に『稿本』の段階で追加されたことが確認できます。



二九七	10	註一	本目錄中、下石徑三尺一寸とあるが、おふでさきにある寸法は三尺であり、没收された石も約三尺である。従って、この寸法の出所は不明である。(全文追加)
二九八	11	註二として「差入申證券」約一頁追加	
16	1	註三として「建言書」約一頁追加	
		註五として「御請書」約一頁追加	

『道の友』昭和31年4月号には「稿案第21稿」全文が出ています。ここの「第9章御苦勞」の註部分を『稿本』と比較すると大きく変わったことが分かるかと思えます。21稿の「註一」は『稿本』では「註四」となり、「註二」「註三」は全文削除されました。それと入れ替えに「建言書」「御請書」及び地福寺関連の「差入申證券」が入ったのです。

足跡があればこそ、我々人間は、心安く、どのような身上事情の中からも、勇んで立ち上る事が出来る。
教祖こそ、人生行路のひながたの親である。

註一 証

大和国山辺郡三島村

平民

科料金式円四十銭 中山ミキ

右領收候也

明治十六年八月十五日

丹波市分署 圓

二 (明治十七年) 新四月六日九時卅分ヨリ監獄署門前ニテ待居リ暫クストルト教祖様御出監アリ。信者數百拍手シテ拜ス。定宿吉善ニ御供ヲナシ、入湯中飯被遊、初メテ教祖様ニ御目見仕リ、信徒一同へ酒飯ヲ頂戴仕リ、夫ヨリ御出立人力車乗テ御歸リ、途中人力車送ル人數百車、午後三時半御地場御着アリ。村田長平氏方ニ宿泊スル、(村田長平、教祖様人力車ヲ挽、亦信徒一同ニ酒肴被下ル。(増野日記)
三 親様が監獄からお出ましになる日がわかってゐると、監獄の門前には早くから人が一杯になって待つて

ゐる。そして、拜んだらいかん。と、言ふて止めて廻つても、一寸でも親様の御姿が見えると、一勢にバチ／＼と拜むのである。人を以て神とするは警察の許さぬ所である。と、言ふて止めて歩くが、そのしりから拜むので仕方がない。命の無い所を助けてもろうたら拜まんといられるかい。たとへ監獄所へ入れられてもかまはんから拜むのや。と言ふて拜むのであるから止めやうがない。
「史」下「御苦勞談」

編集後記

◇全教内が鶴首して待ち望んだ「教祖伝」は、真柱様を中心として重ねられた六十年間の研鑽が実り、先に稿案として一部に配布されましたが、更に稿を改められ、その第二十一稿の「教祖伝稿案」をこの度本誌に特集させて頂くことになりました。

◇「復元」を唯一のめど、打ち出された教祖様の七十年祭を機に、「教祖伝」を出される運びとなり、更にはそれを中心課題とした第十六回教義講習会が、三次にわたつて開かれることになりました。この時に当つて、その特集号を皆様の机上にお送りするを得ましたことを至上の喜びと存じています。

◇「単にこれを読ましておいてもらうんじやなしに、これをよく読んで、腑におちる教祖伝として公けにしたい」とは、先の「教祖伝稿案」交付に際しての真柱様のお言葉であります。よろしく御熟読願ひまして、講習会の意義を更に大ならしめ、一日も早く「稿案」の文字もとれ、晴れて「教祖伝」の公けにされますことを、切に望んで止まない次第です。(T)

明治19年5月29日に神道本局に対して提出された御請書

御請書

- 一 奉教主神は神道教規に依るべき事
- 一 創世の脱は記紀の二典に依るべき事
- 一 人は萬物の靈たり魚介の魂と混同すべからざる事
- 一 神命に托して医薬を妨ぐべからざる事
- 一 教職は中山新治郎の見込を以て神道管長へ具申すべき事

但し地方廳の認可を得るの間は大神教會に属すべき事

右の條々堅く可相守旨御申渡に相成奉畏候萬一違背仕候節は如何様御仰付候共不苦仍て教導職世話掛連署を以て御請書如此御座候也

中山新治郎/飯降伊蔵/榊井伊三郎/山本利三郎/辻忠作/高井直吉/鴻田忠三郎
神道管長代理 / 権中教正 古川豊彭殿

そこに署名しているのは、中山新治郎、飯降伊蔵、榊井伊三郎、山本利三郎、辻忠作、高井直吉、鴻田忠三郎です。この中で神道の教理を説きそうなのは、中山新治郎と鴻田忠三郎（名義人）だけ、戸主と後見人だけ。あとは絶対に神道を説きそうもない、教祖の教えを命がけで説いてしまいそうな人が署名しているのです。／ この人たちが何故署名したのですか、とよく聞かれます。／ 署名させる方は、最初から神道管長の言うことを聞いて記紀神話を説きますという人には、署名しろとは言わないのです。／ 教祖の弟子だ。そんな迷信は説きませんと言っている人間に、それではまた、「みき」を警察に連れて行く事になるぞ、署名せい、と、このように迫ったのが、この書類になっているのです。／ 天皇制国家で栄えようとしたら、ここに書いているように、魚介の魂とは違うと説け、というのは、教祖が「天皇も天皇の先祖も人間です。我々百姓と同じ魂」と言ったことが最大の問題なのです。／ 天皇国家にとりましては、「天皇の魂と庶民の魂が同じであっては、けしからん」なのです。／ 弁え（わきまえ）がないということが人間の評価では大事だったのです。弁えとは尊卑の弁えを言ったのです。あの人は偉い人、私は偉くない人。これを瞬間に見分けて、どっちの態度を取るかが弁えと言ったのです。／ 特に天皇は尊い、我々は卑しい。魂は違う、と教育しているのを教祖は同じだと言ったのです。／ 生命の在り方は調和をとって勇んで暮らす、この性質は草木といえども我々人間と同じです。天皇だって同じですという態度を取っている人に対して、署名をさせたのです。（『ほんあづま400号』P10. 八島英雄. 〈2002. 06〉）

この史料は天理教祖中山みきの伝記上、非常に重要な意味を持っています。それにもかかわらず、「草案」「稿案」の段階では全く取り上げられなかったことを私は奇異に感じます。

五ヶ条の請書うけしょというのを要約すると次のようなものだった

一、天照大神をはじめ天皇家の神々を祀まつること

一、人間の元初もとはじめまりは記紀二典てんを説とき「元初もとはじめまりの理り」を説といてはならない

一、人間平等を説といてはならない

一、医薬いやくの妨害ぼうがいをしないこと
(④当時の医薬はまがいのものが多かった)

一、中山新治郎を神道教會の会長かいちょうとすること
ただし地方庁の認可にんかを得るまでは大神教會おほみわに属ぞくすること

『天理教教典』の冒頭は

「我は元の神・実の神である。この屋敷にいんねんあり。このたび、世界一れつをたすけるために天降つた。みきを神のやしろに貰い受けたい。」とは、親神天理王命が、教祖中山みきの口を通して仰せになった最初の言葉である。

とあって天理教の神名は「天理王命」であることが明示されています。

当然、教祖中山みきの伝記である『稿本天理教教祖伝』も神名として「天理王命」が出てきます。『稿本』に最初に出て来るところは、嘉永6年、こかんが大坂の街で神名を唱える場面で「なむ天理王命、なむ天理王命」(P33)とあります。

ところが『稿本』に提示されている史料では、神名が「天輪」となっています。これも当然なことで、天理教の神名が「天理」になったのは明治18年に大阪府に提出した「神道天理教会条規」と、「改正論告」からだからで、それ以前の史料には「天輪」と書かれているわけです。

神名が「天輪」になっている史料で『稿本』に出ているのはそれほどたくさんではありません。まず、「第5章たすけづとめ」の註一(P100)として出ている「古市代官所へ呈出した文書の控」に「天輪王神」とあります。この史料が載せられるようになったのが何稿からかは分かりませんが、20稿には『稿本』に出ている形で掲載されています。

これ以外の史料では明治16年3月(P254)、同6月(P257)の中山新治郎名の手続書ということになります。3月のものはすでに詳しく述べたように「ひらがな本」の「天理」から差し替える形で21稿から「天輪」になっています。また『稿本』で初めて入った鴻田忠三郎の「建言書」(P299)にも「天輪王命」となっています。

『稿本』はいろいろな立場からの見方が混在していますが、史料を載せることによって少なくとも明治18年までの神名は「天輪」であったことを伝えようとする『稿本』編集者がいたということを知ることが出来ます。

【『稿本』P160にある山澤良治郎名の手続書にも「転輪王命」がでていますが、これは転輪王講社との関係があり説明が複雑になりそうなので省きました。】